

東日本大震災等に関する決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に広範囲にわたって甚大な被害をもたらし、多数の死者・行方不明者を出す未曾有の大災害となり、被災地はもとより国民生活全体に大きな影響を及ぼしている。

また、今回の地震に起因し発生した東京電力福島第一原子力発電所事故については、今なお多くの住民が避難生活を余儀なくされており、国民に大きな不安を与えるとともに、原子力発電所の安全性が問われる結果となった。

近畿各都市においては、震災発生直後から全国市長会とも協力し、被災市町村の要請に直接応じる対口支援の手法などによって、生活必需品等支援物資の提供や支援要員の派遣など、全力を挙げて支援を行っているところである。

今後においても、長期的・継続的に被災地の復興に向け、鋭意、あらゆる支援活動を行っていくことはもちろんのこと、あわせて近畿圏においては、近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震への備え及び原子力発電所における安全性の確保も喫緊の課題であり、早急に対策を講ずる必要があると考える。

については、今回の大震災からの復興及び将来にわたる防災対策の推進について、被災地や関係自治体の意向を十分踏まえたうえで、国においては必要な支援及び万全の対策が速やかに講じられるよう、次の事項について強く要請する。

- 1 引き続き行方不明者の捜索に全力を挙げるとともに、避難生活を余儀なくされている被災者、特に高齢者・障がい者等に対する健康管理や心のケアを強化すること。
- 2 今回の震災においては、特定の被災市町村を特定の市町村が支援するカウンターパート方式が効果をあげている。この方式がさらに全国的な支援方法として責任を持って実施されるよう、「日本版対口支援」の仕組みづくりを行うこと。
- 3 電気・ガス・水道をはじめとするライフラインの早期復旧が図れるよう、国による全面的な財政支援措置を講じること。
- 4 被災地の生活再建、被災産業の経営再建、被災自治体に対する行財政上の支援措置等、多岐にわたる復興・再生に迅速に取り組むために、地域の特性と主体性を活かした総合的かつ包括的な特別法を制定すること。

- 5 支援物資の輸送や復旧・復興作業を迅速に行うことができるよう、被災地に散乱する瓦礫などの災害廃棄物を早急に撤去するため、国の責任において広域的な処理体制を確立するとともに、処理費用については全額国で負担すること。
- 6 被災自治体に対する支援物資の提供・職員の派遣や被災者の受け入れ等を行っている自治体に対して、国による財政措置を講ずること。
- 7 東北地方太平洋沖地震による原子力災害については、国の責任において原因の究明と一刻も早い事態の収束に全力で取り組むこと。
- 8 今回の事故を受けて、すべての原子力発電施設の安全基準の見直しを早急に行うとともに、事故発生時における通報システムを再構築し、迅速かつ適切な情報開示を徹底するとともに、避難区域や住民避難の設定について、自治体の意見を十分に踏まえたうえでの方針を早急に示し、具体の避難場所や避難ルート、避難方法などの選定について、国が主導的にその役割を果たすこと。
- 9 近い将来高い確率で発生するとされている東南海・南海地震等について、東日本大震災の被害状況を十分に踏まえ、被害想定の見直しを早急に行うこと。
- 10 この震災を乗り越え、未来にわたって国全体を元気にしていくためには、風評や自粛ムードの中で経済を萎縮させないと共に、特に急がれる公共施設等の耐震化をはじめ安全・安心のまちづくり、自立したまちづくりを進めていくことが必要である。
については、復興支援に係り必要な予算の確保に努める一方、補正予算や予算の組み替えを行うにあたっては、現行の様々な補助制度を後退させることなく、本来の国民生活のために予定され地域の将来に不可欠となる事業を行うため必要な予算をしっかりと確保し、円滑に執行する環境を整えること。

以上、決議する。

平成23年5月20日
近畿市長会

総合的な子育て支援策の構築を求める決議

わが国における少子化問題は、国家のあり方が問われる喫緊の最重要課題の一つであり、近畿各市においても、その責任と役割を強く認識するとともに、地域の実情に即した様々な子育て支援策の実施に懸命の努力を傾注しているところである。

これまで我々は、子育て支援策のあり方について、与野党が真摯に議論し、成案を得るよう要請してきたところであるが、子ども手当については、いわゆる「つなぎ法」により、平成22年度の子ども手当を23年度も引き続き6か月間延長することとなった。

このことは混乱を回避するという効果はあったものの、結果として、我々が再三主張してきた、全国一律の現金給付と保育サービスなどの現物給付とのバランスに配慮した子育て支援策のあり方について何ら建設的な議論がなされなかったことや、保育料・給食費の未納問題に対応する法律上の措置が講じられなかったことは、誠に遺憾である。

そして今、その子ども手当についても、与野党三党合意によりそのあり方が大きく変更されようとしていることから、子どもや子育て家庭の視点に立って、総合的な子育て支援策を構築させる必要がある。

よって、「国と地方の協議の場」が法制化された趣旨を踏まえて、関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場を早急に立ち上げるとともに、国会において、与野党が精力的に議論を尽くし、国民の理解が得られるかたちでの成案を得るよう強く要請する。

以上、決議する。

平成23年5月20日
近 畿 市 長 会